

仕 様 書

1. 業務名

平成30年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「Webプロモーション事業」

2. 実施時期

契約締結の日～平成31年3月31日

3. 業務の目的

我が国では、「訪日外国人旅行者数については、2020年には現在の約2倍となる4,000万人、2030年は約3倍となる6,000万人」を実現するため、テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」の形成により、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、もって地域の活性化を図ることが必要である。

そこで、一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）では、中国語（繁体字）圏である台湾、香港及びアジアにおける英語圏を主な対象市場として、現在、一定の情報発信力を有する既存の瀬戸内の観光情報発信サイトである「瀬戸内Finder」の発信力を活用し、情報発信を強化することで広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」への誘客を促進する。

4. 業務の内容

広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」の認知度をこれまで以上に向上させるとともに、瀬戸内ブランドイメージ訴求の更なる市場の広がりを目的として、中国語（繁体字）圏である台湾、香港及びアジアにおける英語圏の市場特性等を踏まえたうえで以下の業務を企画提案・実施すること。

◆瀬戸内Finderについて（概要）

瀬戸内7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）の観光資源やその魅力を発掘・発見し、多くの人々へ発信するため、伝達力、拡散力に優れた写真を中心とした記事を掲載するWEBサイト及びSNSで構成。

写真家・ライター等が瀬戸内域内をめぐり、そこで撮影した写真と記事を瀬戸内Finderに掲載・発信することで、瀬戸内地域への来訪意欲を高めていくことを狙いとしている。

<http://setouchifinder.com/>（専用 WEB サイト）

<https://www.facebook.com/SetouchiFinder>（Facebook）

<https://www.instagram.com/setouchifinder/>（Instagram）

I . 中国語（繁体字）圏（台湾・香港）向け記事の作成

台湾・香港市場を中心とした中国語（繁体字）圏を対象に、瀬戸内Finderの記事を発信することを目的として、新規に150本以上中国語（繁体字）で作成し、効果的に当該市場へ情報を訴求させるために、市場の特性を踏まえた編集方針及び具体的な取材対象等を企画提案すること。なお、提案にあたっての注意点は以下の通りとする。

- ・ 記事の内容については広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」の認知度をこれまで以上に向上させるとともに、瀬戸内ブランドイメージの構築と発信を図るため、瀬戸内域内で撮影した写真と記事により構成されるものとし、瀬戸内ブランドのコンセプトに沿ったカテゴリー（「クルーズ」・「サイクリング」・「アート」・「食」・「宿」・「地域産品」）を参考とし、瀬戸内7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）に関連するものとする。
- ・ 記事の取材は瀬戸内エリアを熟知したライター等を起用することとし、読者の共感を呼ぶことができる表現力豊かな内容とすること。
- ・ 記事の翻訳については、対象市場の文法や表現等を知悉している者により行うこととし、対象市場の読者に自然な表現となるように留意すること。
- ・ 記事に使用する写真は、一定の技術レベルを確保しつつ対象市場からの訪日旅行者及び訪日見込者に訴求する、瀬戸内の魅力をリアルに伝えることのできるものとする。
- ・ 作成する記事の文章量は、日本語版瀬戸内Finderに掲載されている記事と同程度のボリュームとすること。また、ひとつの記事内で使用する写真も4点以上確保すること。
- ・ 記事を作成するための取材にあたっては、観光地、観光関連施設等へのアポイントメント、掲載許諾など、全て請負事業者の責任において行うこと。
- ・ 記事の校正については、原則として請負事業者の責任校正とする。
- ・ 記事の作成、公開にあたって必要となる交通費、宿泊費、通信費、パソコンや通信機器、カメラ、ソフトウェア等の手配に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・ 本業務で制作された成果品は、原則として、インターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

II . アジアにおける英語圏向け記事の作成

アジアにおける英語圏を対象に、瀬戸内Finderの記事を発信することを目的として、新規に50本以上英語で作成し、効果的に当該市場へ情報を訴求させるために、市場の特性を踏まえた編集方針及び具体的な取材対象等を企画提案すること。なお、提案にあたっての注意点は「I . 中国語（繁体字）圏（台湾・香港）向け記事の作成」と同様とする。

Ⅲ. 瀬戸内 Finderへの流入と「SETOUCHI REFLECTION TRIP」との相互誘導施策の実施

上記の実施内容について、中国語（繁体字）圏、アジアにおける英語圏を対象とした訪日旅行者及び訪日見込者に対して新たに情報発信を行うことに鑑み、瀬戸内Finderへの流入及び「SETOUCHI REFLECTION TRIP」と回遊することで得られる顧客の誘導施策について企画提案すること。

具体的には、SNSの活用により瀬戸内Finderへの流入増を図ることと、「SETOUCHI REFLECTION TRIP」との間の相互流入による回遊可能な状況を構成することとし、それらの内容について企画提案すること。なお、提案にあたっての注意点は以下のとおりとする。

- ・ 本事業の実施による中国語（繁体字）版及び英語版瀬戸内Finderへのアクセス数向上に寄与するものであること。
- ・ 相互誘導施策を行う上での計画及び目標値を設定し、経過状況や最終的な結果・分析について報告書に記載すること。
- ・ 相互誘導施策に必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

Ⅳ. 効果測定の実施と報告書の作成

本事業の実施による情報発信力の向上について、その事業成果の効果測定と検証・分析を行うとともに、分析の結果、SNS・WEB等を中心とした広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」への誘客を促進していくためのプロモーション施策の検討に有効と思われる内容について報告書に記載すること。

5. 執行体制

上記業務の実施にあたって、機構に対して、技術面のサポート、総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

6. 注意事項

(1) 動作確認

成果物については、事業完了前にスマートフォン、タブレット及びPCによる動作確認を行い、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。なお、動作確認等に必要の機器は受託者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。

- ①スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android系端末等において動作確認を行うこと。
- ②PCの利用者側の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることとし、OS、ブラウザについては一般的に普及しているOS（Windows、MacOS、Linux等）、ブラウザ（IE、Safari、Google Chrome、Firefox等）により支障なく利用できるものとする。

(2) 品質・性能

コンテンツを構成する製品や技術は、国際標準もしくは業界標準に準拠していること。また、コンテンツ画面操作時においては、利用者にストレスを与えない応答時間を確保す

ること。

(3) サポート体制の整備

契約期間中において、WEB コンテンツの保守を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな復旧作業対応を可能とする体制を保持しておくこと。

(4) 情報セキュリティ対策

- ①情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。
- ②既知のセキュリティホールやバグ等について、原則すべて対策を講じること。
- ③セキュリティ上の脅威が見地された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。
- ④コンピューターウイルス対策等、適切な不正プログラム対策を公示、ウイルスからの防御、データの漏えい、不正侵入の防止、データ改ざんの防止等のセキュリティ対策を十分に施すこと。
- ⑤適切な不正アクセス対策を講じること。

7. 報告書の提出

- (1) 提出物 事業実施報告書（A4版） 9部

事業実施報告書 1部

- (2) 提出場所 せとうち観光推進機構

- (3) 提出期限 平成31年3月31日

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意すること

- ①事前に監督職員の承認を受けること
- ②事業実施状況等をわかりやすく編集すること
- ③事業実施による効果を調査し、とりまとめること。

8. その他

- (1) 機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」のロゴマークを使用する等、国の進める訪日外国人旅行者周遊促進事業の趣旨に沿って行うこと。
- (4) 広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」のキャッチコピーである（主題）The Inland Sea, SETOUCHI（副題）Discover the Hidden Charms of West Japan 及びロゴマークを使用すること。